

6種目審査研修会受講資格について

この研修会は、一般社団法人日本バトン協会 6種目公認審査員の資格取得者、及び、今後審査員を目指されている方のための研修会です。

つきましては、6種目公認審査員の資格のない方で、この研修会に受講希望の方は、以下の条件を全て満たしている方となります。

受講資格条件

- ① 一般社団法人日本バトン協会会員(個人又は登録会員)で、満22歳以上の年齢に達したもの(受講年度内に22歳の年齢になるものも含む)
- ② バントンワーリング技能ライセンス1級取得者、又は、指導ライセンス3级以上 取得者
- ③ 現在、一般社団法人日本バトン協会に団体登録をしている一般団体及び、学校団体で指導経験のある方、又は、指導をされている方

※上記①②③に満たさない方に関しましては、現在所属されている団体代表者(一般社団法人日本バトン協会登録団体であること)の推薦がなければ受講できません。

※個人会員の方で上記①②③に満たさない方に関しましては、日本バトン協会東海支部及び登録の都道府県協会の推薦がなければ受講できません。

※6種目公認審査員の資格をお持ちでない方は、この研修会受講後、お早目に資格試験を受けられることをお勧めします。

日本バトン協会 東海支部